

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年4月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600450号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700001号

第1 結論

昭和51年8月から昭和53年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年8月から昭和53年1月まで

請求期間の国民年金保険料について、母は、「それまで納付してきた同居親族分の国民年金保険料に加えて、請求者が20歳になった頃に、役所から請求を受けて納付を開始した。」と言っている。

また、母は、「国民年金の納付は、自営業の店舗兼自宅に出入りしていたA信用金庫B支店の職員に依頼しており、加入手続についても当該職員が行ってくれたと思う。当時、私は自営業の会計を担当しており、請求があったものは全てきちんと払ってきた。」とも言っている。

請求期間の国民年金保険料は、母が間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者の母は、「請求者が20歳になった頃に、市役所から、既に納付していた同居親族の国民年金保険料に加え、請求者の分の請求があり、納付を開始した。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の母については、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者について、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月17日にC県D市E地区において請求者の兄と連番で払い出されており、同番号前後の被保険者の加入記録から、請求者に係る国民年金の加入手続は同年2月に行われたものと推認され、国民年金保険料の納付開始時期について、請求者の母の陳述とは符合しない。

また、請求者は、請求期間当時は大学生であることから、当時の制度において国民年金の任意加入対象者となり、任意加入被保険者は加入手続を行った日に同資格を取得するところ、D市の収滞納一覧表を見ると、請求者は、昭和53年2月28日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが記載されており、当該記録は請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びオンライン記録と一致している。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

なお、請求者の母は、「請求されたものは、全て払ってきた。」旨陳述しているところ、前述の事情を踏まえると、請求者は、昭和53年2月28日に加入手続が行われるまで国民年金に未加入であることから、D市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を求めることができず、請求者の母は、当該国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムによる各種の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿において請求期間に払い出された国民年金手帳記号番号の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600239号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700001号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のB社C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求者のF社(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和35年1月頃から同年7月1日まで
② 昭和37年3月1日から昭和39年8月15日まで
③ 昭和39年8月16日から同年12月1日まで
④ 昭和39年12月1日から昭和40年4月1日まで
⑤ 昭和40年4月1日から同年10月21日まで

請求期間①について、A社に昭和35年1月頃から正社員のH職として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得日が同年7月1日と記録されている。

請求期間②について、A社における担当業務がI業務に変わったことから、同社における給与がそれまでの倍以上になったが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準報酬月額が低く記録されている。

請求期間③について、J県K市L地域のM施設近くに所在したB社において、正社員としてN業務を行っていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無い。

請求期間④について、D社において、正社員としてO職の助手をしていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無い。

請求期間⑤について、F社において、正社員としてP業務を行っていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間①については資格取得日、請求期間②については標準報酬月額に係る記録をそれぞれ訂正してほしい。また、請求期間③、④及び⑤については被保険者資格を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は、昭和40年2月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和54年12月2日に解散している上、請求期間①当時の役員及び社会保険事務担当者はいずれも死亡又は所在が不明の

ため、同社における請求者の勤務開始時期及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除について事業所及び事業主等に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において請求期間①に被保険者記録が有り、所在が判明した12人に事情照会を行い、職種が請求者と同じとみられる者2人を含む6人から回答を得たが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の当該期間における勤務実態について同僚に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は、前述のとおり昭和40年2月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和54年12月2日に解散している上、請求期間②当時の役員及び社会保険事務担当者はいずれも死亡又は所在が不明のため、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について事業所及び事業主等に確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿において請求期間②に被保険者記録が有り、所在が判明した46人に事情照会を行い、24人から回答を得たところ、当該24人のうちの1人が、請求者と同職種であった旨回答しているものの、当該同僚は、当時の自身の給与額及び厚生年金保険料の控除額について、「記憶していない。」旨陳述しており、このほか回答があった23人の回答又は陳述からは、当該期間において、請求者が主張する報酬月額が支払われていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、A社の被保険者名簿において、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額の記録が訂正された事跡は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、請求者は、当該期間に係る事業所名称を明確に記憶していないものの、M施設近くに所在するB社に正社員として勤務していたと陳述しており、当該陳述等から判断すると、請求者が当該期間に勤務したとする事業所は、B社C支社であると推定されるところ、オンライン記録によると、同社C支社は昭和46年2月1日に適用事業所ではなくなっており、B社(本社)に照会したが、同社は「当時の関連資料が残っていないため、請求期間③に請求者が当社に勤務していたか否かについては不明であり、厚生年金保険料を控除したか否かについても不明である。」旨回答している上、同社C支社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における事業主3人はいずれも死亡又は所在が不明のため、同社C支社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業所及び事業主に確認することができない。

また、B社C支社に係る被保険者名簿において請求期間③に被保険者記録が有り、所在が判明した35人に事情照会を行い、17人から回答を得たが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の当該期間における勤務実態について同僚に確認することができない。

さらに、B社の担当者は、「当社では、請求期間③当時、N職については一般的に入社当初に研修期間が6か月程度あり、研修期間終了後の1日付けで厚生年金保険に加入させていたので、4か月間の勤務で退職した場合、厚生年金保険には加入させておらず、加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨陳述している上、前述の事情照会に対して回答のあった被保険者のうち、N職であったと回答した複数の者は、「N職は、勤務を開始した当初に厚生年金保険に加入しない試用期間が有り、試用期間は厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間④について、D社の事業を承継したE社は、「当時の関連資料が残っていないた

め、請求期間④に請求者が当社に勤務していたか否かについては不明である。」旨回答しており、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同社の社史（平成6年D社発行）により確認できる当該期間当時の事業主及び代表取締役社長は、いずれも死亡又は所在が不明である上、Q労働局が「請求者について、請求期間④における雇用保険の被保険者資格記録は見当たらない。」旨回答していることから、請求者が当該期間において同社に勤務していたことについて事業所等に確認することができない。

また、D社に係る被保険者名簿において被保険者記録が有り、所在が判明した92人に事情照会を行い、自身の職種が請求者と同じO職の助手又はO職であったと回答した複数の者を含む62人から回答を得たが、いずれの者も請求者を記憶していない上、請求期間④当時に、同社において従業員採用業務を担当していたとする者は、「当該期間当時に入社した者をほぼ記憶しているが、請求者について記憶していない。」旨陳述している。

さらに、前述のD社の社史には、入社年別に社員の氏名が連名で記載されており、同社史を保管していた者が「正社員の氏名が記載されている。」旨陳述しているところ、同社史の昭和39年及び昭和40年入社欄を確認したが、正社員として同社に勤務したと陳述する請求者の氏名は見当たらず、当該各年に記載された169人については、前述の被保険者名簿に記載されている。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 請求期間⑤について、F社の複数の元従業員の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、G社は、「請求期間⑤当時の関連資料が残っていないため、当該期間に請求者が当社に勤務していたか否かは不明である。」旨回答しており、請求期間⑤当時の同社の事業主は所在が不明であり、当時の社会保険事務担当者も死亡している上、R労働局は、「請求者について、請求期間⑤に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」旨回答していることから、請求者が当該期間において、厚生年金保険被保険者として同社に勤務していたことについて事業主等に確認することができない。

また、請求者がF社に勤務していたことを記憶しているとする元従業員2人のうち1人は、「請求者は、現場作業員であった。請求者の勤務期間は短かったと思うが、具体的に覚えておらず、勤務時間も分からない。」旨陳述しており、残る1人からは、請求者の勤務期間及び勤務時間についての回答を得られなかった。

さらに、請求者は、当時のF社において従事していた業務について、「P業務を行っていた。」旨陳述しているところ、現在のG社の担当者は、「P業務は、現場管理者と総務の複数の者で行っていた。これらの業務を入社から数か月以内の者に単独で行わせること、当該業務を行う者を新規で雇い入れることは無い。」旨陳述している上、請求期間⑤当時に会計を担当していたとする者、P業務を行う者を指名していたとする元取締役など複数の者は、「P業務を行う者の中に、請求者はいなかった。」旨陳述しており、これらの者の陳述と自身の従事業務に係る請求者の陳述は符合しないことから、請求者の当該期間における勤務実態について同僚等を通じて確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 上記1、3、4及び5の事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①、③、④及び⑤について、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、上記2の事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600445号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700002号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年10月1日から昭和56年12月21日まで
② 昭和59年4月1日から昭和61年4月1日まで
③ 昭和61年4月1日から平成元年3月21日まで
④ 平成元年3月21日から平成3年11月20日まで

請求期間①について、A社に勤務し、当該期間を通して30万円の給与が支給されていたと記憶しているが、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が18万円となっているので、記録を訂正してほしい。

請求期間②、③及び④について、B社に昭和59年4月1日から平成3年11月20日まで勤務し、40万円以上の給与が支給されていたと記憶しているが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得年月日が昭和61年4月1日、その資格の喪失年月日が平成元年3月21日と、また、当該期間に係る標準報酬月額が17万円又は22万円となっているので、資格取得年月日、資格喪失年月日及び標準報酬月額をそれぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社は、「請求期間①当時の資料等は保管しておらず、当該期間において、請求者の請求どおりの報酬月額に関する届出を行ったか否かは不明である。」旨回答しており、当該期間当時の事業主は連絡先が不明のため、当該期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業所及び事業主に確認することができない。

また、オンライン記録において請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者資格が有る14人のうち連絡先が判明した6人に照会し、3人から回答を得たが、当該3人は、同社における自身の給与明細書を保管しておらず、うち2人は「給与額及び厚生年金保険料控除額ともに分からない。」旨回答している上、ほかの1人が「給与額については覚えているが、厚生年金保険料控除額は分からない。」旨陳述しているところ、当該者の標準報酬月額は陳述する報酬月額に見合っており、同社の従業員に係る給与額等から請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除をうかがうこともできない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る被保険者資格取得時（昭和

54年10月1日)及び定時決定時(昭和55年及び昭和56年の各10月1日)の標準報酬月額、前述の回答を得た3人のうち、請求者と被保険者資格取得時期がほぼ同じ1人の被保険者資格取得時(昭和54年6月1日)及び定時決定時(昭和55年及び昭和56年の各10月1日)の標準報酬月額とほぼ同額である。

このほか、請求期間①における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された手帳の記載内容及び同僚の証言から、勤務開始時期は特定できないものの、請求者が当該期間の頃に、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成12年12月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主は死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの代表取締役が文書照会を行ったが、回答を得られないため、当該期間の同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業所及び事業主に確認することができない。

また、オンライン記録において請求期間②にB社における厚生年金保険被保険者資格が有る50人のうち連絡先が判明した31人に照会し、13人から回答を得たが、請求者と同じ業務に従事していたとする同僚は、「請求者を記憶していない。なお、私は3年半ほど同社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は2か月になっている。その年金記録の無い期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からない。」旨陳述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、ほかに、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを記憶していると回答及び陳述する同僚はいなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、前述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの代表取締役の回答も無いため、当該期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について事業所及び事業主に確認することができない。

また、雇用保険の記録及び前述の請求者と同じ業務に従事していたとする同僚の陳述により、請求者が、請求期間③のうち一部期間においてB社から約30万円の報酬額を受けていたことがうかがえるものの、オンライン記録において請求期間③に同社における厚生年金保険被保険者資格が有る39人のうち連絡先が判明した19人に照会し、回答を得た8人(前述の請求者と同じ業務に従事していたとする者を含む。)は、請求者が当該期間において主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料額を控除されていたか否かについて分からないと回答又は陳述しており、当該期間における請求者の厚生年金保険料控除額について同僚の回答等からうかがうことができない。

このほか、請求期間③における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間④について、前述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの代表取締役の回答も無いため、当該期間の同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業所及び事業主に確認することができない。

また、オンライン記録において請求期間④にB社における厚生年金保険被保険者資格が有る29人のうち連絡先が判明した13人に照会し、回答者4人のうちの2人から、請求者を知っているとの回答が得られたが、当該2人は「請求者の勤務期間については分からない。」旨回答しており、当該期間当時の同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について同僚に確認することができない。

さらに、雇用保険の記録により、請求者は、平成元年3月20日にB社を離職しているところ、当該離職日は、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合しており、請求者は、当該離職による雇用保険の基本手当を受給している上、全国健康保険協会C支部は、請求者の健康保険任意継続被保険者期間について、「平成元年3月21日から平成3年3月21日までである。」旨回答しており、これらの事情を踏まえると、請求者が請求期間④に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 上記1及び3の事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び③について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、上記2及び4の事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②及び④について、請求者が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。